

多久市納所交流センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市条例第32号

多久市納所交流センター設置条例の一部を改正する条例

多久市納所交流センター設置条例（平成26年多久市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1時間につき）
会議室（大）	220円
会議室（中）	180円
会議室（小）	100円
調理実習室	260円
多目的室	240円
工作室	240円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	

- 5 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 6 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1月につき）
会議室（大）	6,800円
会議室（中）	5,100円
会議室（小）	2,800円
多目的室	7,000円
工作室	7,000円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用期間が1月に満たないときは日割り計算による。ただし、日割り計算の算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
3 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	
4 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とする。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。